解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年九月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

兵庫県西宮市仁川町四丁目二番三〇号

カトリック西宮聖クララ修道会

清算人　神田　裕

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月十四日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

北海道空知郡奈井江町字奈井江一四五番地

学校法人瑞穂学園

代表清算人　土居　晃郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月二十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

青森市篠田一丁目二七番一八号

宗教法人浄蓮寺

清算人　長尾　拓應

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年七月二十九日つくば市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

茨城県つくば市台町三丁目三番地一

台町土地区画整理組合

代表清算人　渡邊　衛一

解散公告（第三回）

当社は、平成元年十二月三日商法第四〇六条の三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

大阪市北区茶屋町三八番地

株式会社大丸企業

仮代表清算人　弁護士　小谷　隆幸

配当公告

北海道岩見沢市七条西一一丁目一〇番地四

破産者　前　和幸

右の者に対する札幌地方裁判所岩見沢支部平成二十二年（フ）第一七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一二五、一七一、八一一円

一、配当をすることができる金額

金二七、一六七、四四四円

平成二十六年九月二十六日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地

破産管財人　高橋　剛

配当公告

長野県茅野市宮川三九五八番地

破産者　松澤工業有限会社

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部平成二十五年（フ）第三十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四一、二九九、九九九円

一、配当することのできる金額

金四、七四二、二〇三円

平成二十六年九月二十六日

長野県茅野市ちの三四九九番地一タカハシビル二〇二号室　破産管財人　河嶋　恒平

配当公告

名古屋市中川区八熊通六丁目三七番地

破産者　東海工業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一九五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五四三、四六八、五三九円

（内優先的破産債権額

金一五、五八五、一四三円）

一、配当することのできる金額

金一六、五五八、九三九円

（内優先的破産債権額

金一五、五八五、一四三円）

平成二十六年九月二十六日

名古屋市東区芳野二丁目五番一四号メイゾン芳野五〇三号　破産管財人　朝日　裕晶

配当公告

愛知県田原市野田町壱本松一番地の一

破産者　丸源株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十五年（フ）第一〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八一四、一〇二、〇〇一円

一、配当をすることのできる金額

金九七、三八八、〇七二円

平成二十六年九月二十六日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地一　タワーレジデンスＨＡＤＡ　二〇五号室

破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市船川港椿字家ノ後三二番地、最後の住所秋田県秋田市御所野元町七丁目二番七号　被相続人　亡　船木　竜美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号　猿田興業ビル四階　西野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県河沼郡会津坂下町字逆水三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井闌　文友

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

福島県大沼郡会津美里町字高田三二三番地二コスモハイツＢ棟一〇一号室（旧住所福島県大沼郡会津美里町下堀字新堀一二九番地）

相続財産管理人　松本　晋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市甲五三一番地、最後の住所茨城県筑西市甲五一五番地一

被相続人　亡　渡辺　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

茨城県筑西市甲九四〇番地三

相続財産管理人　司法書士　林　廣明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市朝日町八四一番地、最後の住所栃木県佐野市朝日町八四一番地五

被相続人　亡　佐藤　勇二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

栃木県佐野市高萩町一二〇二番地九　青田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁一四四番地九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　篠原　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日

栃木県下都賀郡壬生町大師町三一番一六号

相続財産管理人　司法書士　石原幹司郎